

(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度宮崎港(東地区)周辺環境調査(第2次) — R6.3.7~R7.1.31 測量・調査	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	R6.3.7	いであ(株) 九州支店 福岡県福岡市東区 東浜一丁目5番12 号	7010901005494	一般競争入札 (総合評価)	29,249,000	23,947,000	81.87%	
令和5年度宮崎港(東地区)防波堤(南)(改良)築造工事(第2次) — R6.3.19~R6.7.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	R6.3.19	大和開発(株) 宮崎県宮崎市高洲 町235番地3	2350001002124	一般競争入札 (総合評価)	84,997,000	76,494,000	90.00%	
令和5年度宮崎港(東地区)防波堤(南)(改良)被覆ブロック製作工事(第2次) — R6.3.28~R6.9.30 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	R6.3.28	宮前建設(株) 宮崎県日向市大字 日知屋16751番地	6350001006138	一般競争入札 (総合評価)	91,113,000	82,984,000	91.08%	
令和5年度宮崎港(東地区)防波堤(南)(改良)被覆ブロック製作工事(第3次) — R6.3.27~R6.9.30 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・ 空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	R6.3.27	豊松建設(株) 宮崎県延岡市大武 町1323番地	1350001007124	一般競争入札 (総合評価)	76,879,000	69,949,000	90.99%	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式2)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当なし										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式3)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし									

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別紙様式4)

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当なし										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。